

第1次滝沢市総合計画

第IV章

(前期基本計画)

地域別計画

第Ⅳ章 （前期基本計画）地域別計画

1 地域別計画の策定に当たって

基本構想が目指す「幸福感を育む環境づくり」の基盤を構築するに当たり、市民の想いを実現する仕組みを共有するため、市民自らの行動による地域づくりの根幹となる「地域別計画」を策定しました。

地域別計画は、地域に暮らす全ての人々の「こんな地域にしたい」との想いを将来像として示した、「地域デザイン（※1）」とその実行計画である「地域ビジョン（※2）」に基づく活動を継承し、「地域の課題は地域で解決する」ことを基本方針として、市民が主体となって地域づくりを進める行動計画です。

また、これまでの多様な主体による地域のつながりや絆に根差した、協働、連携による地域づくりを深化させ、市民主体による「幸福感を育む環境づくり」の姿を実現するために、「幸福実感一覧表」を基に、「めざす地域の姿」や幸せづくりの活動内容などを記載しています。

2 地域別計画の期間

基本計画における地域別計画の計画期間は、平成27年度から平成34年度までとし、中間年で見直しを行います。

地域別計画は平成27年度から平成34年度までの8年間とし、中間年に見直しを実施することとします。

前期基本計画期間に相当する前半の4年間は計画の浸透と実行への機運の醸成期間と考え、後期基本計画期間に相当する後半の4年間では、基本構想に掲げる「幸福感を育む地域環境の創出」を推進し、構想の実現を目指します。

3 計画地域

滝沢市に存する単位自治会（※3）を基本とし、単独又は複数の単位自治会の組合せとします。

市内には明治期の合併前の旧村（大釜村、篠木村、大沢村、鶉飼村、滝沢村）単位に独自の歴史文化があることから、それらを尊重した形で区域を基礎とし市内11の地域で策定しました。

策定に当たっては、単位自治会や地域まちづくり推進委員会（※4）の他、公益活動を行う団体及び個人が参加して「地域づくり懇談会」を開催し話し合いを行い取りまとめました。

今後、各地域別計画の取組を進めながら、基本構想が掲げる「新たな地域コミュニティ」に向けた仕組みづくりを進めてまいります。

- ・小岩井地域づくり懇談会
（対象地区 小岩井自治会）
- ・大釜地域づくり懇談会
（対象地区 大釜上自治会、大釜南自治会）
- ・篠木地域づくり懇談会
（対象地区 篠木自治会）
- ・大沢地域づくり懇談会
（対象地区 大沢自治会）
- ・鶉飼地域づくり懇談会
（対象地区 鶉飼南自治会、鶉飼中央自治会、滝沢パークタウン自治会、上の山自治会、上鶉飼自治会、鶉飼温泉自治会、滝沢ニュータウン自治会）
- ・姥屋敷地域づくり懇談会
（対象地区 姥屋敷自治会）
- ・元村地域づくり懇談会
（対象地区 元村南自治会、国分自治会、元村中央自治会、法誓寺自治会、元村東自治会、元村西自治会、元村北自治会、あすみ野自治会）
- ・室小路地域づくり懇談会
（対象地区 室小路自治会）
- ・東部地域づくり懇談会
（対象地区 巣子自治会、南巣子自治会、長根自治会、川前自治会）
- ・柳沢地域づくり懇談会
（対象地区 柳沢自治会）
- ・一本木地域づくり懇談会
（対象地区 南一本木自治会、いずみ巣子ニュータウン自治会、北一本木自治会）

4 計画を構成する主な内容

(1) めざす地域の姿

地域デザインの「将来像」を点検し、市民が抱く生活実感に基づく「気づき」から、地域の課題を明らかにし、より満足した幸せな人生を地域で送るために、地域の市民自らが課題を解決に導くための方向を示したものが「めざす地域の姿」(＝地域の市民が共有する地域ビジョン)です。

(2) 地域の宝物

地域には歴史や文化に育まれてきた、様々な地域資源(自然、景観、伝統芸能や祭り、歴史・文化遺産、社会活動など)が息づいています。

地域資源は、地域をより豊かにし、人々の幸せを醸成するための生活環境の基盤であり、地域の強み、長所、自慢したい資源を発掘し、磨きをかけることで「他の地域とは同じでない」ことが幸せづくりにとっての基盤(＝共通のプラットフォーム)となる可能性を秘めています。

このことから、次世代に継承したい地域資源を「地域の宝物」としました。

(3) 地域情報

市民主体の地域づくりを推進していくため、「地域の将来人口の変化予測」「地域のコミュニティ施設」など、幸せづくり活動を支える基礎的なデータを地域の市民が共有する必要があります。

地域の市民が共有すべき基礎的なデータを「地域情報」としました。

(4) 私たちの地域の課題

市民一人一人が地域で幸せに暮らす上で、地域が抱えている中長期的な課題を明らかにすることが重要となります。その課題を解決するために、自ら行動すること、みんなが行動すること、地域ぐるみで行動することを考え、幸せづくり活動に反映させることが、市民主体の地域づくりの推進力に繋がります。

このような、地域の課題を地域の住民の気づきから集め、集約したものを「地域の課題」としました。

「地域の課題」のうち、地域整備の課題については、市民の想いを記したものであり、課題によっては、解決に向けて市行政が担う市域全体計画との調整が必要となります。

(5) 幸せづくり計画

ア 地域づくりの基本方針

「めざす地域の姿」を実現するために、どのような状態になると将来、めざす地域の姿が実現されるかを考え、方向性を明らかにし、そのための行動を記したものを「地域づくりの基本方針」としました。

イ 地域の幸福環境要素と活動モデル

地域で幸せに暮らすために、各世代が幸福実感一覧表から象徴的要素・象徴指標を選択し、幸福を実感できる地域を実現するための活動モデルとそれを推進する活動団体・組織を明らかにしたものを「地域の幸福環境要素と活動モデル」としました。

(6) 私たちのあゆみ（活動記録）

今までの地域活動を蓄積し、市民主体の地域づくり活動の厚みを確認し、共有するために、地域ごとの主要な活動記録を整理したものを「私たちのあゆみ」として整理しました。

5 各地域別計画

地域別計画

幸福感を育む市民主体の地域づくり計画

- 1 小岩井地域
(341ページ)
- 2 大釜地域
(353ページ)
- 3 篠木地域
(363ページ)
- 4 大沢地域
(375ページ)
- 5 鶺鴒地域
(387ページ)
- 6 姥屋敷地域
(399ページ)
- 7 元村地域
(409ページ)
- 8 室小路地域
(421ページ)
- 9 東部地域
(431ページ)
- 10 柳沢地域
(443ページ)
- 11 一本木地域
(455ページ)

第IV章 前期基本計画 地域別計画にかかる用語解説

P334 ※1 **地域デザイン**⇒滝沢地域デザインは、平成12年度にこれから25年後（平成37年）の社会情勢を見据え、快適な生活環境が整備された滝沢市（策定時は、滝沢村）の将来像を描き、住民の皆さんの発想や意見が反映された整備方針を策定したものです。

滝沢市の全体構想（都市計画マスタープランを含む）、地域別の将来目標、道路ネットワーク構想、市内10地域の地域別のまちづくり方針で構成されています。

P334 ※2 **地域ビジョン**⇒滝沢地域ビジョンは、平成12年度に策定した「地域デザイン」にある「地域の思い」を、第5次滝沢市（村）総合計画の基本構想における基本的な考え方に沿って、平成17年度から26年度まで10年間の中で、実現できるようにした具現化した実行計画です。第5次滝沢市（村）総合計画では地域ごとの計画として位置付けられています。地域ごとの基本方針として地域課題解決の「地域」と「市行政」の役割分担について明確化したまちづくり活動の指針となっています。

P335 ※3 **単位自治会**⇒自治会は、住所を置くと加入が求められる、地縁によるコミュニティ団体です。滝沢市内には30地区に単位自治会が組織され、地域の生活環境における身近な課題解決がその活動目的であり、「地域のことは、地域で、責任を持って行う」という自己決定・自己責任の自治の基本を実践する団体です。

P335 ※4 **地域まちづくり推進委員会**⇒滝沢地域デザインの実行計画である地域ビジョンを各地域で推進するために、市内10地域で「地域まちづくり推進委員会」が活動しています。委員構成は各推進委員会で異なり、単位自治会が主体となっているものから公募によるものまで様々な形態があります。平成15年度から本格的な活動をスタートし、自分たちの地域を自分たちの手で、より良いものとするために、広い範囲で活動しています。

